

# 継続的な見える化において収集すべき情報の検討（1/6）

- 令和元年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」では、公定価格の設定をはじめとする政策検討のための基礎資料を得ることを目的に、施設又は事業所単位の財務情報、及び非財務情報が収集されている。
- 継続的な見える化において、新たに収集すべき情報の検討においては、当該調査の項目が参考になるものと考えられる。

経営実態調査における調査項目		情報の有用性	継続的な見える化において収集項目とする場合の論点
1. 施設・事業所の状況等 (施設・事業所全体の概要)	(1) 開設年月 (2) 経営主体 (3) 施設・事業所の類型 (4) 運営する他の教育・保育施設等の種類と数 (5) 利用定員数・入所児童数(認定区分・年齢ごと) (6) その他(給食、清掃・洗濯、小学校接続、子育て支援、療育支援等の実施状況)	施設類型・経営主体・定員規模等の属性に応じた分析が可能になる。	他の制度において既に提出されているデータ(子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)等)との <b>重複</b> が想定される。
2. 職員配置	常勤or非常勤別に、公定価格基準、実際の配置(調査対象事業のみ)、実際の配置(調査対象事業以外も含む)の人数を記載 1 園長(施設長) 2 副園長 3 教頭 4 主幹保育教諭(主幹教諭、主任保育士) 5 指導保育教諭(指導教諭) 6 保育教諭(教諭、保育士)等 7 調理員 8 栄養教諭・栄養士 9 看護師・准看護師 10 事務職員 11 教育・保育補助者 12 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人件費の分析において、単純な総額の多寡のみならず、<b>職種間の分配状況、職員の配置状況を踏まえた分析</b>等を行うことができる。</li> <li>● 職員配置は教育・保育の質に関連する重要な要素であり、<b>特に利用者の施設等の選択に資する</b>情報を得ることができる。</li> <li>● 公定価格基準に基づく配置人数と実際の配置との差異は、<b>今後の公定価格の設定を含む政策検討</b>にとって、重要な情報となる。</li> </ul>	他の制度において既に提出されているデータ(子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)等)との <b>重複</b> が想定される。

# 継続的な見える化において収集すべき情報の検討（2/6）

（前頁からの続き）

経営実態調査における調査項目		情報の有用性	継続的な見える化において収集項目とする場合の論点
3. 職員給与	<p>(1) 処遇改善に関する加算の取得状況            処遇改善等加算 の取得状況            処遇改善等加算 の取得状況</p> <p>(2) 職員給与の状況（個人ごと、2017/3月末日及び2019/3月末日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 性別</li> <li>➢ 年齢</li> <li>➢ 勤続年数</li> <li>➢ 勤務形態</li> <li>➢ 職種</li> <li>➢ 勤務日数（1月あたり）</li> <li>➢ 勤務時間（1日あたり）</li> <li>➢ 決まって支給する給与</li> <li>➢ 一時金（賞与、その他の臨時支給分等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実施された処遇改善の詳細を把握することができ、<b>政策効果の検証</b>にとって目的整合性の高い情報を得ることができる。</li> <li>• 人件費の分析において、労働者の属性ごとの<b>状況</b>を把握することが可能となるため、<b>今後の処遇改善の施策立案</b>にとって有益な情報を得ることができる。</li> <li>• 現場を担う<b>保育士等のキャリア形成</b>において<b>重要な指標</b>となる情報を得ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定の個人の給与水準が類推される可能性のある情報（特に小規模事業者の場合）であるため、<b>公表方法について慎重な検討</b>が必要になる。</li> <li>• 他の制度において既に提出されているデータ（処遇改善に係る実績報告等）との<b>重複</b>が想定される。</li> </ul>

# 継続的な見える化において収集すべき情報の検討（3/6）

（前頁からの続き）

	経営実態調査における調査項目	情報の有用性	継続的な見える化において収集項目とする場合の論点																						
4. 収支の状況	<p>(1) 事業収入（収益）</p> <p>1 施設形態ごとに科目構成の異なる調査票がある（下記は私立保育所の場合）。</p> <p>2 社会福祉法人会計、学校法人会計、企業会計ごとのフォーマットが用意されている（下記は社会福祉法人会計の場合）。</p> <table border="1" data-bbox="387 619 1055 1441"> <thead> <tr> <th colspan="2">科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">I 事業活動収入 (収益)</td> <td>1 保育事業収益</td> </tr> <tr> <td>(1) 施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）</td> </tr> <tr> <td>ア 施設型給付費収益</td> </tr> <tr> <td>イ 利用者負担金収益</td> </tr> <tr> <td>(2) 委託費収益</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用者等利用料収益</td> </tr> <tr> <td>(4) 私的契約利用料収益</td> </tr> <tr> <td>(5) その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）</td> </tr> <tr> <td>ア 地域子ども・子育て支援事業</td> </tr> <tr> <td>イ 地方単独事業に係る補助事業</td> </tr> <tr> <td>ウ その他補助金</td> </tr> <tr> <td>2 児童福祉事業収益</td> </tr> <tr> <td>3 経常経費寄附金収益</td> </tr> <tr> <td>4 その他の収益（1～3に該当しないもの）</td> </tr> <tr> <td>II 事業活動外増減による収益</td> </tr> <tr> <td>うち、借入金利息補助金収入</td> </tr> <tr> <td>うち、受取利息配当金収入</td> </tr> <tr> <td>III 特別増減による収益</td> </tr> <tr> <td>収益計（I～IIIの合計）</td> </tr> </tbody> </table>	科 目		I 事業活動収入 (収益)	1 保育事業収益	(1) 施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）	ア 施設型給付費収益	イ 利用者負担金収益	(2) 委託費収益	(3) 利用者等利用料収益	(4) 私的契約利用料収益	(5) その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）	ア 地域子ども・子育て支援事業	イ 地方単独事業に係る補助事業	ウ その他補助金	2 児童福祉事業収益	3 経常経費寄附金収益	4 その他の収益（1～3に該当しないもの）	II 事業活動外増減による収益	うち、借入金利息補助金収入	うち、受取利息配当金収入	III 特別増減による収益	収益計（I～IIIの合計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入と支出のバランスについて分析することができる。</li> <li>公定価格に基づく運営費補助による収入とそれ以外の収入を分けて考察することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の制度において既に提出されているデータ（法人としての財務諸表等の作成義務、地方自治体の指導・監査における提出資料等）との重複が想定される。</li> </ul>
科 目																									
I 事業活動収入 (収益)	1 保育事業収益																								
	(1) 施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）																								
	ア 施設型給付費収益																								
	イ 利用者負担金収益																								
	(2) 委託費収益																								
	(3) 利用者等利用料収益																								
	(4) 私的契約利用料収益																								
	(5) その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）																								
	ア 地域子ども・子育て支援事業																								
	イ 地方単独事業に係る補助事業																								
	ウ その他補助金																								
	2 児童福祉事業収益																								
	3 経常経費寄附金収益																								
	4 その他の収益（1～3に該当しないもの）																								
II 事業活動外増減による収益																									
うち、借入金利息補助金収入																									
うち、受取利息配当金収入																									
III 特別増減による収益																									
収益計（I～IIIの合計）																									

出展：調査項目の画像イメージは、内閣府HP「令和元年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について」の調査票様式より抜粋

# 継続的な見える化において収集すべき情報の検討（4/6）

（前頁からの続き）

	経営実態調査における調査項目	情報の有用性	継続的な見える化において収集項目とする場合の論点																														
4. 収支の状況	<p>(2) 事業支出（費用）</p> <p>1 施設形態ごとに科目構成の異なる調査票がある（下記は私立保育所の場合）。</p> <p>2 社会福祉法人会計、学校法人会計、企業会計ごとのフォーマットが用意されている（下記は社会福祉法人会計の場合）。</p> <table border="1" data-bbox="383 611 1048 1441"> <thead> <tr> <th colspan="2">科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="28">IV サービス活動増減の部（費用）</td> <td>1 人件費</td> </tr> <tr> <td>  うち 退職給付費用</td> </tr> <tr> <td>  うち 派遣職員費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費（ア～クの合計）</td> </tr> <tr> <td>  ア 給食費</td> </tr> <tr> <td>  イ 保健衛生費</td> </tr> <tr> <td>  ウ 保育材料費</td> </tr> <tr> <td>  エ 水道光熱費</td> </tr> <tr> <td>  オ 燃料費</td> </tr> <tr> <td>  カ 消耗器具備品費</td> </tr> <tr> <td>  キ 賃借料</td> </tr> <tr> <td>  ク その他の経費</td> </tr> <tr> <td>3 事務費（ア～シの合計）</td> </tr> <tr> <td>  ア 福利厚生費</td> </tr> <tr> <td>  イ 旅費交通費</td> </tr> <tr> <td>  ウ 研修研究費</td> </tr> <tr> <td>  エ 事務消耗品費</td> </tr> <tr> <td>  オ 印刷製本費</td> </tr> <tr> <td>  カ 水道光熱費</td> </tr> <tr> <td>  キ 燃料費</td> </tr> <tr> <td>  ク 修繕費</td> </tr> <tr> <td>  ケ 通信運搬費</td> </tr> <tr> <td>  コ 業務委託費</td> </tr> <tr> <td>    ① 給食委託費</td> </tr> <tr> <td>    ② その他の委託費（①に該当しないもの）</td> </tr> <tr> <td>  サ 保険料</td> </tr> <tr> <td>  シ 賃借料</td> </tr> </tbody> </table>	科 目		IV サービス活動増減の部（費用）	1 人件費	うち 退職給付費用	うち 派遣職員費	2 事業費（ア～クの合計）	ア 給食費	イ 保健衛生費	ウ 保育材料費	エ 水道光熱費	オ 燃料費	カ 消耗器具備品費	キ 賃借料	ク その他の経費	3 事務費（ア～シの合計）	ア 福利厚生費	イ 旅費交通費	ウ 研修研究費	エ 事務消耗品費	オ 印刷製本費	カ 水道光熱費	キ 燃料費	ク 修繕費	ケ 通信運搬費	コ 業務委託費	① 給食委託費	② その他の委託費（①に該当しないもの）	サ 保険料	シ 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費補助の単位となる施設又は事業所ごとの費用構造を把握できるため、特に<b>公定価格の検討</b>にとって目的整合性の高い情報を得ることができる（公定価格の適正化を通じて<b>事業者の財務安定</b>も期待される）。</li> <li>保育・幼児教育分野に投じられた公的資金の最終的な使途が把握できるため、<b>国民への説明</b>の観点から最も有効な情報を得ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>多様な会計フレームワーク</b>に基づき情報が混在することで、異なる法人形態間での比較・分析において加工作業が煩雑になる。一方で、それぞれの会計基準に基づく報告であれば、法人運営で通常作成する財務データを転記することで足りるため、事業者の負担は軽減される。</li> <li><b>法人の会計期間</b>に関わらず、報告期間を統一した場合（例えば4月～3月に統一）、特定の法人に対してのみ余分な経理処理の負担を課すことになるため不平等が生じる。一方で、各法人の会計期間に基づく報告とした場合は、会計期間の異なる法人間での比較・分析において、一定の配慮が必要となる。</li> </ul>
科 目																																	
IV サービス活動増減の部（費用）	1 人件費																																
	うち 退職給付費用																																
	うち 派遣職員費																																
	2 事業費（ア～クの合計）																																
	ア 給食費																																
	イ 保健衛生費																																
	ウ 保育材料費																																
	エ 水道光熱費																																
	オ 燃料費																																
	カ 消耗器具備品費																																
	キ 賃借料																																
	ク その他の経費																																
	3 事務費（ア～シの合計）																																
	ア 福利厚生費																																
	イ 旅費交通費																																
	ウ 研修研究費																																
	エ 事務消耗品費																																
	オ 印刷製本費																																
	カ 水道光熱費																																
	キ 燃料費																																
	ク 修繕費																																
	ケ 通信運搬費																																
	コ 業務委託費																																
	① 給食委託費																																
	② その他の委託費（①に該当しないもの）																																
	サ 保険料																																
	シ 賃借料																																

出展：調査項目の画像イメージは、内閣府HP「令和元年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について」の調査票様式より抜粋

# 継続的な見える化において収集すべき情報の検討（5/6）

（前頁からの続き）

経営実態調査における調査項目	情報の有用性	継続的な見える化において収集項目とする場合の論点																											
<p>4. 収支の状況</p> <table border="1" data-bbox="369 443 1048 949"> <tr> <td rowspan="4">IV</td> <td>ス 土地・建物賃借料</td> </tr> <tr> <td>① 土地賃借料</td> </tr> <tr> <td>② 建物賃借料</td> </tr> <tr> <td>セ 租税公課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソ その他の経費</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>減価償却費</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>国庫補助金等特別積立金取崩額</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>徴収不能額</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>徴収不能引当金繰入</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>その他の費用（1～7に該当しないもの）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サービス活動費用計（1～8の合計）</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>サービス活動外増減による費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち、支払利息</td> </tr> <tr> <td>VI</td> <td>特別増減による費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち、法人本部に帰属する経費：役員報酬等</td> </tr> </table>	IV	ス 土地・建物賃借料	① 土地賃借料	② 建物賃借料	セ 租税公課		ソ その他の経費	4	減価償却費	5	国庫補助金等特別積立金取崩額	6	徴収不能額	7	徴収不能引当金繰入	8	その他の費用（1～7に該当しないもの）		サービス活動費用計（1～8の合計）	V	サービス活動外増減による費用		うち、支払利息	VI	特別増減による費用		うち、法人本部に帰属する経費：役員報酬等		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな継続的な見える化の制度は、基本的に毎年度の情報収集となるため、<b>費用項目の粒度は事業者の経理負担の側面についても考慮</b>する必要がある（通常の経理事務において区分されていない項目の個別掲記を求める場合、事業者の事務負担は増大）</li> <li>他の制度において既に提出されているデータ（法人としての財務諸表等の作成義務、地方自治体の指導・監査における提出資料等）との<b>重複</b>が想定される。</li> </ul>
IV		ス 土地・建物賃借料																											
		① 土地賃借料																											
		② 建物賃借料																											
	セ 租税公課																												
	ソ その他の経費																												
4	減価償却費																												
5	国庫補助金等特別積立金取崩額																												
6	徴収不能額																												
7	徴収不能引当金繰入																												
8	その他の費用（1～7に該当しないもの）																												
	サービス活動費用計（1～8の合計）																												
V	サービス活動外増減による費用																												
	うち、支払利息																												
VI	特別増減による費用																												
	うち、法人本部に帰属する経費：役員報酬等																												

出展：調査項目の画像イメージは、内閣府HP[令和元年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について]の調査票様式より抜粋

# 継続的な見える化において収集すべき情報の検討（6/6）

（参考）医療・介護分野の状況

医療分野	介護分野
<p>（現行）医療法第52条第1項の届出事項</p> <p>○事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表            ○損益計算書（法人全体の事業収益・費用等のみ） ○関係事業者との取引の状況に関する報告書            ○監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類            ○その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類（閲覧対象外）</p> <hr/> <p><b>経営情報</b> ※ 赤字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。</p> <p><b>施設別</b></p> <p>○<b>医療収益</b>（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医療収益）            ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」を別掲。            ※ その他の医療収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。            ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。</p> <p>○<b>材料費</b>（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食用材料費）            ○<b>給与費</b>（給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）            ○<b>委託費</b>（給食委託費）            ○<b>設備関係費</b>（減価償却費、機器賃借料）○<b>研究研修費</b>            ○<b>経費</b>（水道光熱費）            ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医療費用」の科目を設ける。            ○<b>控除対象外消費税等負担額</b>            ○<b>本部費配賦額</b>            ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医療費用の内数として記載。            ○<b>医療利益</b>（又は<b>医療損失</b>）            ○<b>医療外収益</b>（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）、○<b>医療外費用</b>（支払利息）            ○<b>経常利益</b>（又は<b>経常損失</b>）            ○<b>臨時収益</b>、○<b>臨時費用</b>            ○<b>税引前当期純利益</b>（又は<b>税引前当期純損失</b>）            ○<b>法人税、住民税及び事業税負担額</b>            ○<b>当期純利益</b>（又は<b>当期純損失</b>）            ○<b>職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数</b>※ 病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用            職種 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員）</p>	<p><b>経営情報に関するデータベースの整備（法律改正）</b></p> <p>○制度改正により、介護サービス事業者に対して、事業所ごとの詳細な経営情報の報告を求めることとともに、データベースを整備する。このデータベースの情報については、マクロのデータを分析した結果として公表する。</p> <p>○また、新たなデータベースの整備に当たっては、医療分野と同様、職種ごとの給与費の合計額等を継続的に把握できるよう、データの提出が促進される運用などについて検討していく。</p> <p>※報告を求める経営情報の例（検討中）            （費用）            ○材料費（介護用品費、医薬品費、施設療養材料費、給食用材料費 等）            ○給与費（介護職員等の常勤職員給与、非常勤職員給与、退職給与引当金繰入、法定福利費）            ○経費（消耗品費、保健衛生費、車両費、光熱水費、修繕費（修繕維持費） 等）            ○委託費（委託費（給食） 等） ○研修費（研修雑費、研究材料費 等）            ○減価償却費 ○徴収不能額 ○支払利息 ○引当金繰入額            ○職種別の給料及び賞与（並びにその人数） 等 ※職種別給与は任意事項            （収益）            ○介護収益（施設介護料収益、居宅介護料収益、居宅介護支援介護料収益 等）            ○事業外収益 ○本部費</p> <p style="text-align: right;">など</p> <hr/> <p><b>医療・介護分野で新たに収集する情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人全体ではなく、<b>施設又は事業所単位</b>の情報</li> <li><b>財務情報</b>に焦点（ただし貸借対照表項目は含まない）</li> <li>費用項目だけではなく<b>収益項目</b>を含む</li> <li><b>人件費</b>については<b>職種別</b>の詳細な内訳（ただし任意項目の位置づけ）</li> <li>事業者による報告のタイミングは<b>毎会計年度終了後</b></li> </ul>

出展：第2回 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議 資料2より該当部分を抜粋して再掲